

浜松市若者支援スーパーバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者支援スーパーバイザーの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1)若者支援スーパーバイザー 医療、教育、福祉、雇用その他の専門的知識を有する者で、要支援者を支援する支援員等の技能の向上を図るため、支援員等に対し指導及び助言を行う者をいう。
- (2) 要支援者 浜松市内に住所を有する者のうち、社会生活を円滑に営む上で困難を有する概ね15歳から40歳未満までの者をいう。
- (3) 支援員等 要支援者を支援する支援員及び相談員をいう。
- (4) 事例検討会 要支援者へ支援員等が行う支援のうち、その支援が困難なものの事例（以下「困難事例」という。）に係る検討会において、若者支援スーパーバイザーが当該検討会に出席する支援員等に対し、指導及び助言を行うものをいう。
- (5) 個別ケース検討会 浜松市若者支援地域協議会設置要綱第5条3項に基づくものをいう。
- (6) 若者支援スーパーバイザー連絡会 困難事例の検討状況、支援員等への支援の方法、その他の要支援者の支援に関し必要な情報等について、若者支援スーパーバイザーが相互にその情報交換を行うものをいう。

(職務)

第3条 若者支援スーパーバイザーの職務は、次の各号に掲げる事項について、支援員等に対し指導及び助言を行うこととする。

- (1) 就労に関すること
 - (2) 就学及び修学に関すること
 - (3) 障害、病気、発達に関すること
 - (4) 社会生活に関すること
 - (5) その他要支援者及びその家族への支援に関すること
- 2 若者支援スーパーバイザーは、市長が開催する事例検討会、個別ケース検討会及び若者支援スーパーバイザー連絡会（以下「事例検討会等」という。）に出席し、支援員等に指導及び助言を行う。

(支援対象)

第4条 若者支援スーパーバイザーが支援の対象とする支援員等は、要支援者を支援する機関等に所属する者とする。

(守秘義務)

第5条 若者支援スーパーバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委嘱)

第6条 若者支援スーパーバイザーは、市長が委嘱する。

2 若者支援スーパーバイザーは、浜松市職員の身分を有しない。

(任期)

第7条 若者支援スーパーバイザーの任期は3年以内とし、再任を妨げない。

(謝礼)

第8条 市長は、若者支援スーパーバイザーが事例検討会等に出席した際は、予算の範囲内において次に掲げる謝礼を支払うものとする。

(1) 事例検討会への出席

日額 15,000円

(2) 個別ケース検討会

1ケース 15,000円

(3) 若者支援スーパーバイザー連絡会への出席

日額 8,800円

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。